

<h1>高知県公報</h1>	発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示	ページ
○徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会規程	1
○徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長及び委員長職務代理者の選任	2

徳島県及び高知県  
参議院合同選挙区  
選挙管理委員会告示

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第1号  
徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会規程を次のように定める。

平成27年10月9日

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長  
西川 政善

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会規程

目次

第1章 総則（第1条—第4条）
第2章 委員長の職務権限（第5条・第6条）
第3章 職の設置（第7条）
第4章 事務処理（第8条—第11条）
第5章 告示の方法（第12条）
第6章 公印（第13条）

附則

第1章 総則

（委員会の従たる執務場所）

第1条 徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会規約（第12条において「規約」という。）第2条第2項の規定に基づく徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の従たる執務場所は、委員長の所属する県以外の県の選挙管理委員会の所在地の市町村とする。

（委員長の任期等）

第2条 委員長の任期は、3年とする。

2 委員長が欠けたとき又は委員長が任期の満了前にその所属する県の選挙管理委員会の委員の職を辞したときは、委員長の互選を速やかに行うものとする。

3 前項の規定により選挙された委員長の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長の代理）

第3条 委員長に事故があるときは、委員会があらかじめ定めた委員がこれを代理する。

2 委員長の職務を代理する委員は、委員長の所属する県以外の県の選挙管理委員会の委員とする。

（委員長の辞職願）

第4条 委員長の辞職願は、委員長の職務を代理する委員に提出しなければならない。

第2章 委員長の職務権限

（委員長の所掌する事務）

第5条 委員長の所掌する事務の概要は、次に掲げるとおりとする。

- （1）委員会の議決を執行すること。
- （2）公印及び書類の保管に関すること。
- （3）その他委員会の庶務に関すること。

（専決処分）

第6条 委員会の権限に属する事件で、その議決により委員長に委任されたものは、委員長が専決処分することができる。

第3章 職の設置

（職の設置）

第7条 委員長は、主任の者として、事務局長一人を委員長の属する県の職員のうちから、副主任の者として、副事務局長一人を委員長の属する県以外の県の職員のうちから定める。

2 事務局長は、委員長の命を受け、委員会に関する庶務を指揮監督する。

3 副事務局長は、委員長の命を受け、委員長の属する県以外の県に係る委員会に関する庶務を指揮監督する。

第4章 事務処理

（決裁）

第8条 起案文書は、全て事務局長及び副事務局長を経て委員長の決裁を受けなければならない。ただし、軽易な事件又は急を要する事件については、事務局長がこれを専決することができる。

2 前項の規定にかかわらず、委員長の属する県以外の県に係る軽易な事件又は急を要する事件については、副事務局長がこれを専決することができる。

（代決）

第9条 事務局長又は副事務局長が不在のときは、あらかじめ指定された職員が代決をすることができる。

2 前項の規定に基づき代決をした職員は、当該代決をした事項が事務局長又は副事務局長の後関を要すると認められるものであるときは、遅滞なく後関に供さなければならない。

（文書の取扱い）

第10条 文書は、事務局長又は副事務局長の承認を得ずに、これを他に示し、又は謄本を与えることができない。

（その他事務処理）

第11条 この章に定めるもののほか、委員会の事務処理については、それぞれの県の選挙管理委員会の事務処理の例によるものとする。

第5章 告示の方法

（告示の方法）

第12条 規約第6条第2項ただし書の掲示その他適宜の方法については、原則として、それぞれの県の本庁舎の掲示場に掲示することとする。

第6章 公印

（公印）

第13条 委員会が使用する公印の名称、寸法、書体及びひな形は、別表に定めるとおりとする。

附則

この規程は、平成27年10月9日から施行する。

## 別表(第13条関係)

公印の名称	公印の寸法	公印の書体	公印のひな形
委員会印1号	方39ミリメートル	てん書	徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会之印
委員会印2号	方20ミリメートル	てん書	徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会之印
委員長印1号	方24ミリメートル	てん書	徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長之印
委員長印2号	方24ミリメートル	隸書	徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長之印
事務局長印	方23ミリメートル	てん書	徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会事務局長之印

副事務局長印	方23ミリメートル	てん書	徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会副事務局長之印
--------	-----------	-----	--------------------------------

## 徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第2号

次の者が徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長及び徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長職務代理者となった。

平成27年10月9日

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長  
西川 政善

- 徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長  
(1) 住所  
徳島県小松島市横須町11-40  
(2) 氏名  
西川 政善  
(3) 選挙年月日  
平成27年10月9日
- 徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長職務代理者  
(1) 住所  
高知県香美市香北町太郎丸549番地1  
(2) 氏名  
恒石 好信  
(3) 指定年月日  
平成27年10月9日